

【質問】八十三歳男性。昨年三月に運転中、信号待ちのところ約六十キロのスピードで追突されました。翌日から近所の整形外科を警察の事故証明を持って受診し、腰部・頸部(けいぶ)ねんざと診断され、以後毎日通院加療していますが、近々症状固定となるようです。しかし、右肩、右手、指のしびれなど全身あちこちに種々の症状が残り苦しんでいます。交通相談所に行きましたが、はかばかしい答えはありません。どうしたらいいでしょうか。



しびれなど9カ月以上続く

【回答】十二月に全く同じ内容の質問があり、回答

しています。同じことの繰り返しになりますが、それだけこういった事例が少なくないことの証明ともいえるかも知れません。まず、

警察の事故証明を持って受診とあります。ということからは自賠責保険で治療してこられたものと推察します。

昨年の三月からですから九カ月間以上治療を続けられたことになりませぬ。

交通事故の後遺障害

六十キロのスピードで追突され、受傷直後は何ともなく翌日受診されています。八十三歳という年齢から考えても信じられません。一般的に考えてもこの事故内容から、受傷直後から動けなくなり救急車で運ばれてもおかしくないケースです。よほど体が頑健にできているので、あなただけのおられるでしょう。

それから大事なことはあなたの車がどうなったかという事です。損保会社は

事故車の傷み具合も重要参考資料とし、これを工学的判断といまして、廃車状態から軽微な損傷状態まで、その治療程度を決める資料とします。

認定希望なら精密検査を

あなたが強く訴えられている内容は医学的な表現で症状といえます。簡単に説明いたしますと症状は患者さんの種々の苦しみの表現であり、症候はそれを裏付ける医学的根拠のことを意味します。

あなたの例をいえば右肩、右手、指のしびれが頸部の神経圧迫によるものと証明されれば明らかに後遺障害判定の参考になります。が、八十三歳という年齢から考えますと、加齢によるものも捨て切れず判断に苦しむところです。

しかし、もう一度主治医の先生と相談されて精密検査を受けられることをお勧めします。十分に検査してお互い話し合うことが重要です。また治療費の関係からあなたが今加入されている保険を使うことも一法です。(眞医師会)